令和５年３月１７日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、青木あすなろ建設株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

１．処分の対象業者
青木あすなろ建設株式会社

２．処分の内容
建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止命令

３．処分の理由
青木あすなろ建設株式会社は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。
このことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当すると認められる。

＜発表記者クラブ＞　竹芝記者クラブ　神奈川建設記者会　横浜海事記者クラブ　埼玉県政記者クラブ

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局 建政部
電話：０４８－６０１－３１５１（代表）　FAX：０４８－６００－１９２１
建設産業第一課　課　　長　鬼丸　真希（おにまる　まさき）　　（内線：６１４１）
建設産業第一課　課長補佐　若目田　芳幸（わかめだ　よしゆき）　（内線：６６９６）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和２４年法律第１００号）に基づく監督処分を行いました。

記

１．処分対象業者

	商　号	許可番号	代表者	所在地
①	青木あすなろ建設株式会社	国土交通大臣許可（特－１）第 2843 号	辻井　靖	東京都千代田区

２．処分内容

建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止

（１）期間

令和５年４月１日から令和５年４月１５日までの１５日間

（２）停止を命ずる営業の範囲

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注１）「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１８条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

３．処分理由

青木あすなろ建設株式会社は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。

このことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当すると認められる。

以　上